

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

新潟県後期高齢者医療一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する事務取扱要綱（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第6条に次のただし書きを加える。

ただし、当該期間を越えて引き続き免除等を行う必要があると連合長が認める場合には、減免等を行う期間を延長することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。